

「国内株式議決権行使指図ガイドライン」の改定について

2026年1月

明治安田アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長 中谷 友行、以下「当社」）は、企業との対話を踏まえ、ガイドラインの内容を定期的かつ継続的に精査し、必要に応じて改定を行っています。また、改定後のガイドラインについては、適用日よりも前に事前に開示します。これにより、次の株主総会までの十分な準備期間を確保し、投資先企業との効果的な対話機会を増やすことを目指しています。

今般、「国内株式議決権行使指図ガイドライン」について見直し、以下の項目について改定を実施しました。

- 改定後のガイドラインは、2026年4月以降に開催される株主総会より適用を開始します。
- 改定後のガイドラインの全体版は以下URLをご覧ください。

https://www.myam.co.jp/about/voting/pdf/guideline_jpequity_20260401.pdf

＜2026年度のガイドライン改定における主な変更点（2026年1月公表、2026年4月適用開始）＞

No.	現行ガイドライン → 変更案 考え方・課題	新ガイドライン（対応策）
1	<p>1. <現行ガイドライン> 社外取締役の独立性判断基準の一つに、「主要株主(持ち株比率10%以上または上位10位内)自身、またはその業務執行者でないこと」を規定</p> <p>↓</p> <p>2. <変更案> 「上位10位内」の要件を削除。 主要株主における業務執行者期間については、確認時点を過去3年内へ拡大</p> <p>3. <考え方・課題></p> <ul style="list-style-type: none">● 少数株主と利益相反が生じるリスクがより高い候補者に反対対象者を限定。<ul style="list-style-type: none">・従来、事業報告の記載事項であること等から、「上位10位内」を要件として設定・しかし、株主の影響力の大きさを各投資先企業に対して整合的に判断すべきと考えられること、「独立役員届出書」記載事項である「主要株主」が持ち株比率10%以上とされていることを考慮し、「持ち株比率10%以上」の要件に一本化・また、少数株主との利益相反リスクについてのリスクベースアプローチを強化するべく、主要株主における業務執行者期間を、「現任」から「過去3年内」へ拡大	<p>1. <新ガイドライン></p> <p>2. 取締役の選任</p> <p>(3)社外取締役基準</p> <p>①社外取締役の独立性が保たれていない場合 (下記注参照)</p> <p>注)①の独立性については以下のいずれかの基準で判断する。 但し、経歴等から見て、再生支援の実績を有する等、高く企業価値向上に資する候補者である場合には賛成することも検討する</p> <p>a～d. 略</p> <p>e. 主要株主(持ち株比率10%以上)自身、または <u>過去3年内</u>にその業務執行者でないこと</p> <p>f～i. 略</p>

「国内株式議決権行使指図ガイドライン」の改定について

No.	現行ガイドライン → 変更案 考え方・課題	新ガイドライン（対応策）
2	<p><現行ガイドライン> — (基準なし)</p> <p>↓</p> <p><変更案> 一般財団法人等への自己株式の抛出（譲渡）に関する判断基準を新設</p> <p><考え方・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済・社会・文化等へ貢献する財団等の目的・意義に合理性が認められる場合もあると考えられるが、株主間公平性や安定株主確保に関する懸念が残る場合には反対 	<p><新ガイドライン></p> <p>9. その他会社提案</p> <p>(3)一般財団法人等への自己株式の抛出</p> <p><u>株主の利益が損なわれないかどうか検討し判断するものの、以下のいずれかの基準に該当する場合には反対することを検討する</u></p> <p>①発行済み株式総数に占める割合が3%超となる場合</p> <p>②議決権が信託期間中不行使、または、会社の意向が反映されないスキームが担保されていない場合</p> <p>③財団等の目的が長期的企業価値向上に資すること、および、運営資金が当該会社からの寄付金ではなく株式配当であることについて一定の説明がされていない場合</p>
3	<p><現行ガイドライン> — (基準なし)</p> <p>↓</p> <p><変更案> 顧問・相談役等の廃止を求める株主提案について、判断基準を新設</p> <p><考え方・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経営経験者が顧問・相談役等として活躍することに一定の合理性が認められる場合もあると考えられるが、ガバナンス（経営の監督）は、株主が選解任を通じた統制を及ぼしうる取締役によって担われるのが基本 	<p><新ガイドライン></p> <p>10. 株主提案</p> <p>(3) (1)、(2)にかかわらず、一般株主の利益やコーポレートガバナンス改善等に資すると判断出来る場合、個別精査する 但し、以下の場合においては原則賛成する</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 元社長・CEO等が就く顧問・相談役等の廃止の場合 (経営判断・意思決定への関与や業務執行への関与がないことが開示されている場合を除く)</p> <p>⑤ 剩余金配当等の決議機関を、取締役会のみから、株主総会および取締役会へ変更する場合 (株主総会のみへ変更する場合は、4. (6) ①と矛盾するため原則反対)</p>
4	<p><現行ガイドライン> — (基準なし)</p> <p>↓</p> <p><変更案> 剩余金配当等の決議機関の変更を求める株主提案について、判断基準を新設</p> <p><考え方・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現行のガイドライン4.(6)①および②に基づき、剩余金配当等の決議機関を「株主総会および取締役会」に変更することに、当社は賛成。これを、株主提案への判断基準としても明示 	